

公立大学法人長野大学が行う出資等に係る不要財産の納付に関する意見について

1 趣旨

公立大学法人長野大学は、令和8年度を目標とした理工系新学部の開設に向けた新棟建設等の整備に伴い、上田市から出資した財産の一部が不要となるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項の規定に基づき、同大学から不要財産の納付の認可について申請がありました。

上田市長が認可するにあたり、同条第5項の規定に基づき、上田市公立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされていることから、委員の皆様にお諮りするものです。

○ 地方独立行政法人法（妙）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 出資等に係る不要財産の概要

（1）新棟建設工事に伴う既存校舎の一部取壊す部分について、市に不要財産として納付するもの

（2）現状の水路が登記上の水路与一致していないため、これを一致させるよう、現在、登記上、所有が公立大学法人長野大学となっている土地の一部を市に不要財産として納付するもの

※不要財産の詳細は、別紙のとおり

3 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる理由

公立大学法人長野大学新棟建設事業等に基づく新棟建設等の整備に伴い、既存建物の一部及び土地が不要となるため

4 納付の相手方 上田市

5 申請書 資料2のとおり

6 今後のスケジュール

1月 令和5年度第4回上田市公立大学法人評価委員会（書面協議）

2月 令和5年度上田市議会3月議会に議案上程

・不要財産納付の認可 ・財産の出資 ・定款の変更

長野県へ定款変更の認可申請

出資等に係る不要財産の概要

【別紙】

【不要財産の明細】

1 建物（校舎1号館）所在地：上田市下之郷乙 658-1 ほか、構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

資産の種別名称	延床面積[m ²]	取得の日における帳簿価格[円]	申請の日における帳簿価格[円]	不要財産の取得に係る出資又は支出の額[円]	その他の内容	納付予定時期
校舎1号館	1,137.00	19,716,443	9,319,582	19,716,443	現物出資	令和6年7月

(参考)

校舎1号館	延床面積[m ²]	取得の日における帳簿価格[円]	申請の日における帳簿価格[円]	財産の取得に係る出資又は支出の額[円]
現行	2,488.53	43,153,000	20,397,589	43,153,000
変更後	1,351.53 (▲1,137)	23,436,557	11,078,007	23,436,557

2 土地

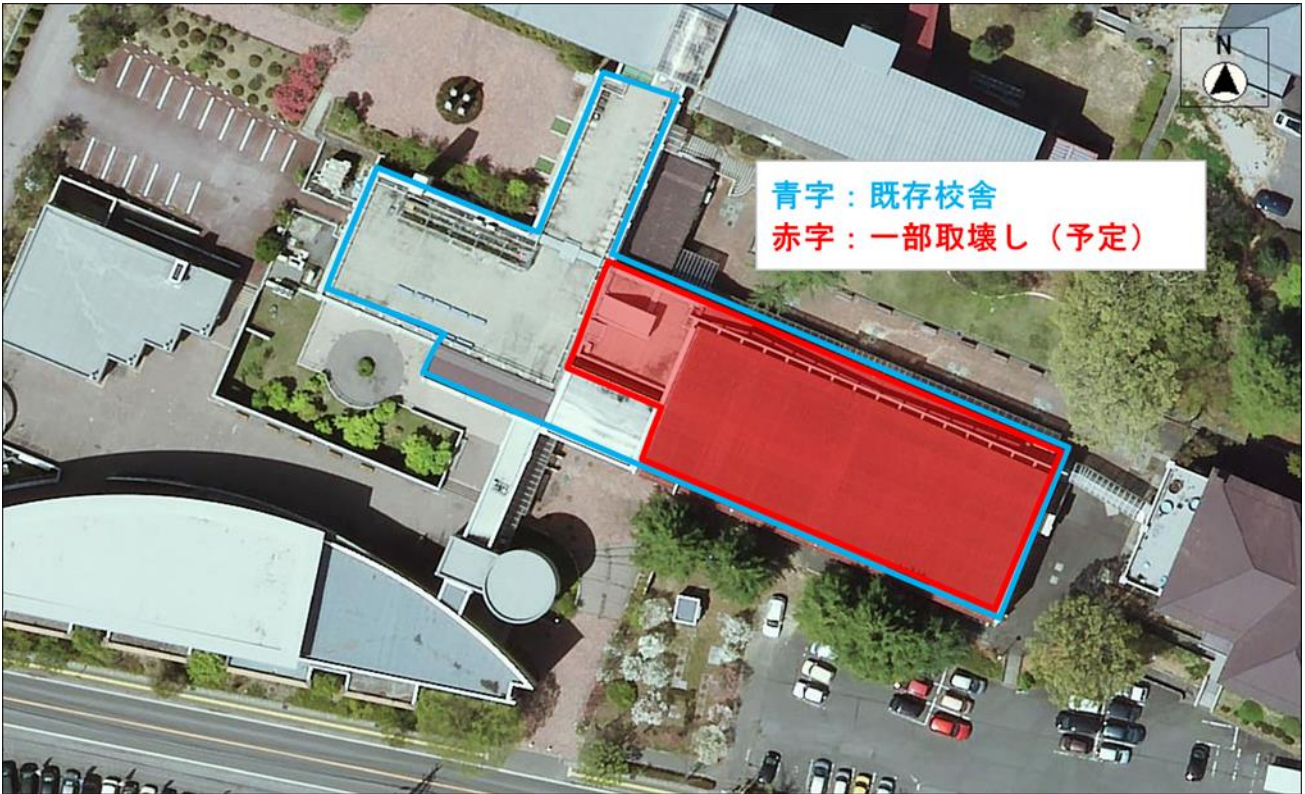
所在地	地目	面積[m ²]	取得の日における帳簿価格[円]	申請の日における帳簿価格[円]	不要財産の取得に係る出資又は支出の額[円]	その他の内容	納付予定時期
上田市下之郷乙 665 番 (分筆後 665 番 2)	学校用地	1.08	14,000	14,000	14,000	現物出資	令和6年7月
上田市下之郷乙 672 番 (分筆後 672 番 3)	学校用地	0.18	2,000	2,000	2,000	現物出資	令和6年7月
上田市下之郷乙 700 番 1 (分筆後 700 番 4)	学校用地	7.17	93,000	93,000	93,000	現物出資	令和6年7月
上田市下之郷乙 700 番 2 (分筆後 700 番 5)	学校用地	8.74	114,000	114,000	114,000	現物出資	令和6年7月
上田市下之郷乙 700 番 3 (分筆後 700 番 08:8.68 m ²) (分筆後 700 番 10:8.29 m ²)	学校用地	16.97	220,000	220,000	220,000	現物出資	令和6年7月
上田市下之郷乙 701 番 (分筆後 701 番 5:27 m ²) (分筆後 701 番 6:25 m ²)	学校用地	52	676,000	676,000	676,000	現物出資	令和6年7月
上田市下之郷乙 702 番 (分筆後 702 番 2)	学校用地	25	325,000	325,000	325,000	現物出資	令和6年7月
上田市下之郷乙 703 番 1 (分筆後 703 番 7)	学校用地	24	312,000	312,000	312,000	現物出資	令和6年7月
合計		135.14	1,756,000	1,756,000	1,756,000		

※分筆後、不要財産の納付を予定しているため、分筆後の面積も記載してあります。

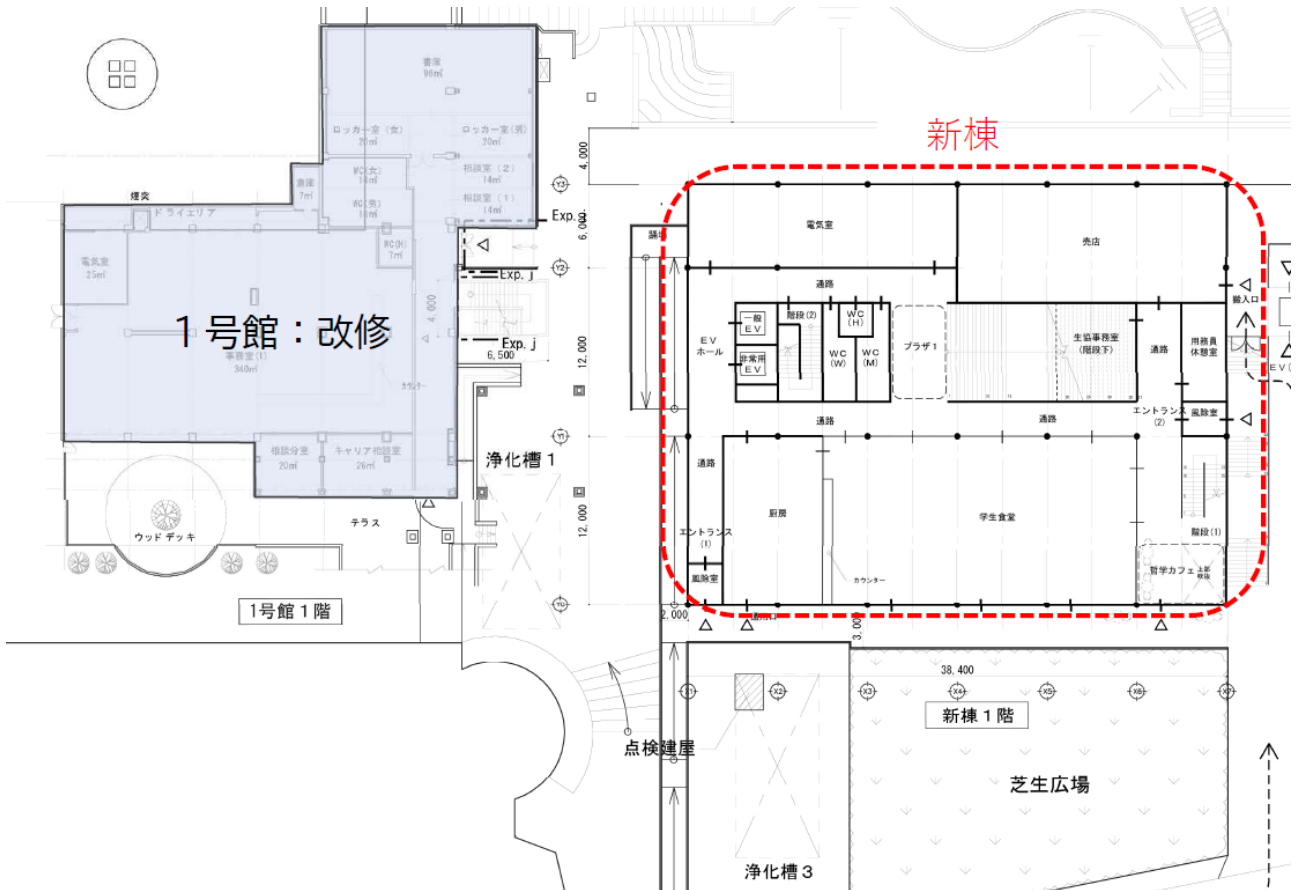
全体配置図



- (1) 新棟建設工事に伴う既存校舎の一部取壊す部分について、市に不要財産として納付するもの
- ・ 既存校舎（1号館）の一部取壊し、そこに新棟を建設する予定です。
- (1階取壊し面積：236.5㎡、2階取壊し面積：900.5㎡)

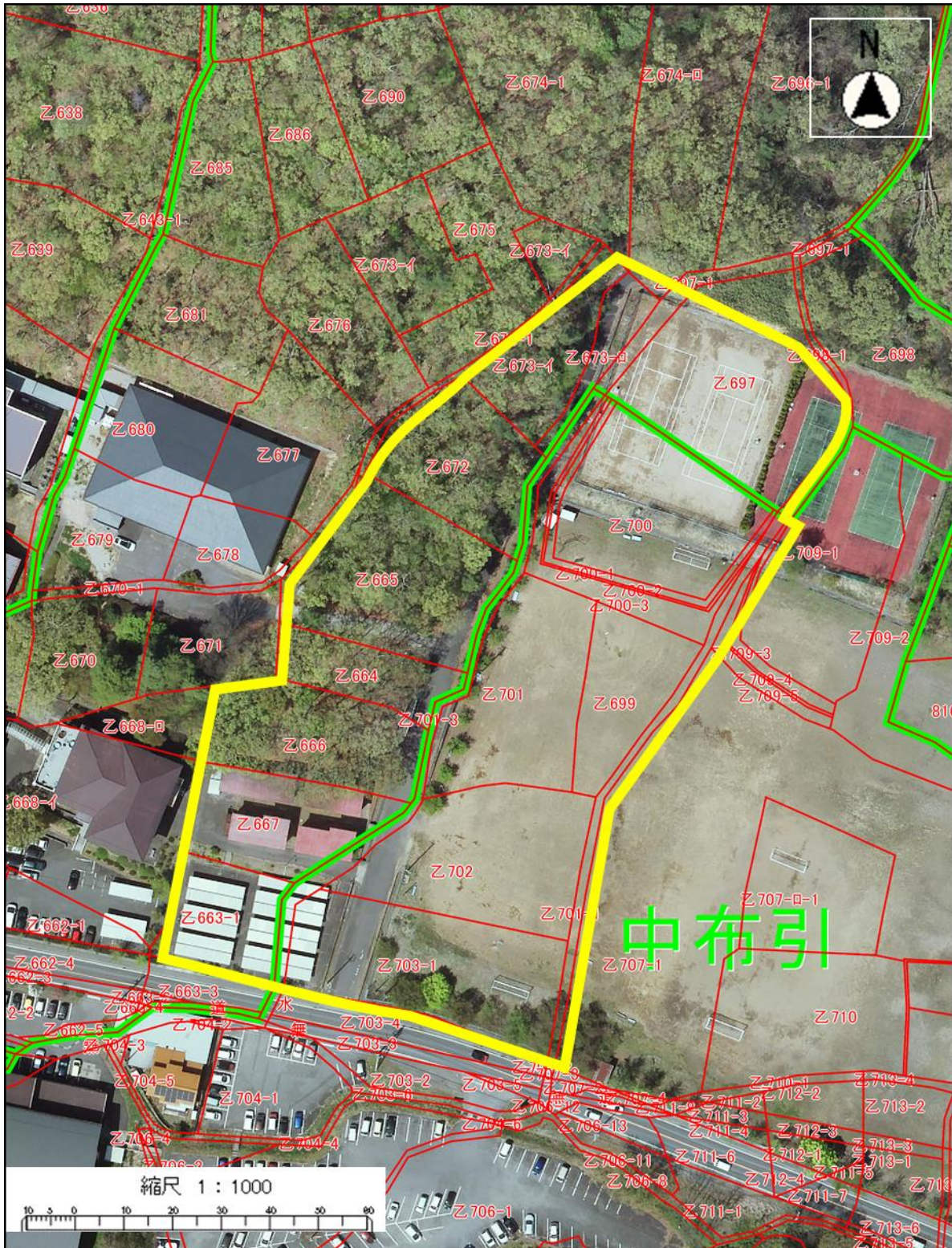


・ 公立大学法人長野大学 新棟建設事業基本計画（抜粋）



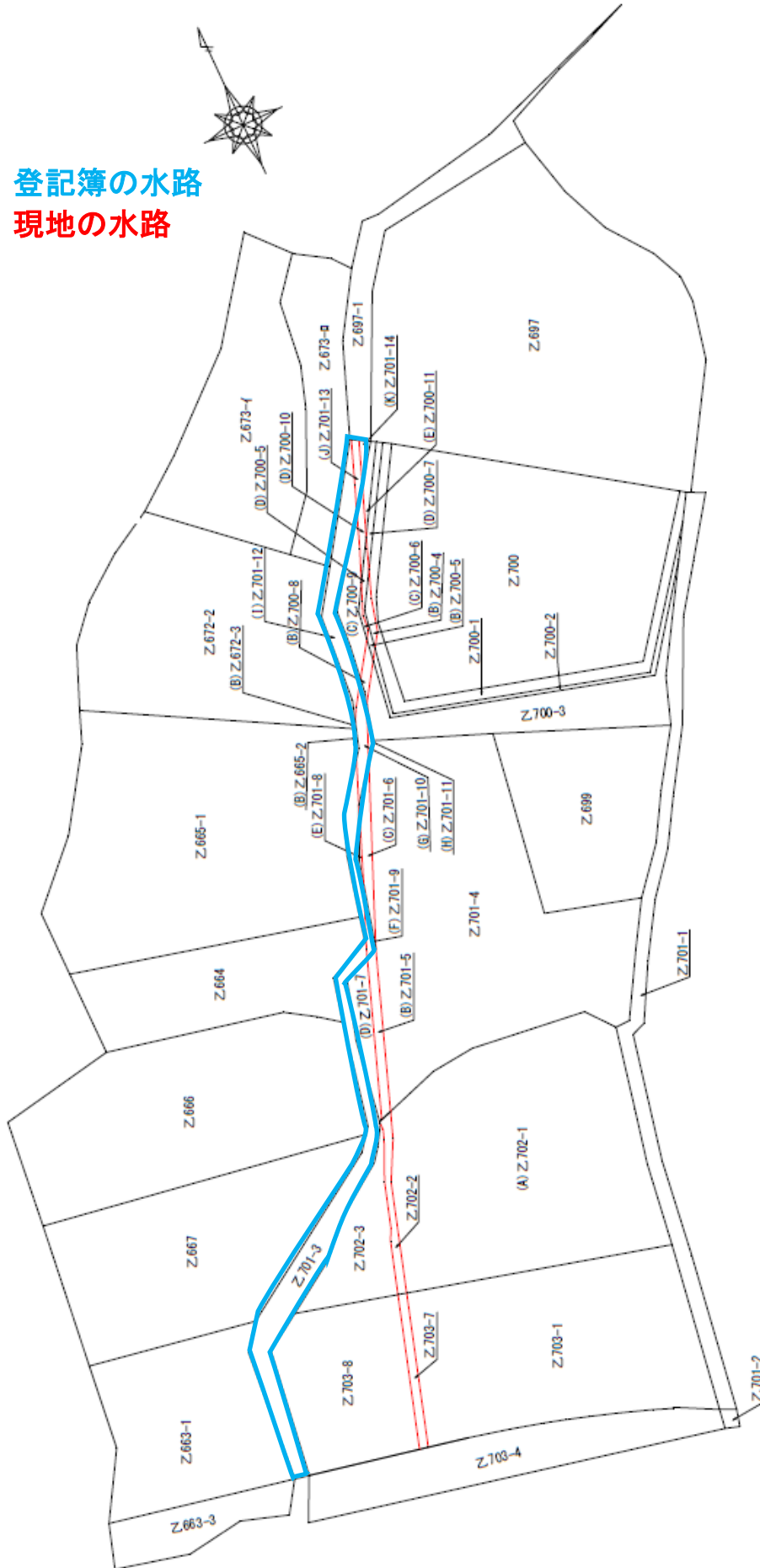
(2) 現状の水路が登記上の水路と一致していないため、これを一致させるよう、現在、登記上、所有が公立大学法人長野大学となっている土地の一部を市に不要財産として納付するもの

- ・登記簿上の水路と、現地の水路が一致していないため、これを一致させるよう、市と大学の土地を交換するものです
- ・市から出資し、現在の所有が大学となっている土地の一部を市に返納します。



①現在、図のように、登記簿上の水路と現地の水路が一致していません。

青：登記簿の水路
赤：現地の水路



②現地の水路に所有権を合わせるため、現在、所有が大学となっている土地を市に返納します。

緑：大学が市に返納する土地
(不要財産の納付)

